

日本語主要部内在型関係節の時制解釈

野村 益寛

北海道大学

【要旨】 本論は、主要部内在型関係節と主節の時制形式（ル／タ形）の組み合わせに応じて、主節事態、従属節事態、発話時の間でどのような時間的順序関係が成り立つかを調べ、日本語の主要部内在型関係節構文の時制解釈を包括的に記述することを目的とする。時制解釈のタイプによって、主要部内在型関係節は、従属節の絶対／相対時制の区別に応じてル／タ形の交替を許すA類、時間的順序関係からして従属節が絶対時制をとると考えられるB類、時間的順序関係だけからでは従属節の時制を確定できないC類の3つに大きく分類できることを主張する。さらに、C類については時間副詞との共起可能性によって時制を確定できるかどうか探る。最後に、これらの下位分類のうち、三原（1992）の「視点の原理」はA類に関してのみ完全に妥当し、それには意味的・機能的な動機づけがあることをみる*。

キーワード：主要部内在型関係節、時制、複文、時間副詞、視点の原理

1. 序論

関係節は、主要部の占める位置によって、主要部外在型関係節と主要部内在型関係節に分類することができる（Lehmann 1986）。どちらか片方のタイプの関係節しかもたない言語もあるが、日本語は両タイプの関係節をもつと Kuroda（1974）以来言われてきている。次のペアを見てみよう¹。

- (1) [皿の上にあった]りんごをくすねた。 （主要部外在型関係節）
- (2) [りんごが皿の上にあった]のをくすねた。 （主要部内在型関係節）

(1) において、主節動詞「くすねた」は、名詞句「皿の上にあったりんご」を目的語としてとる。この名詞句の中心をなす主要部「りんご」は、従属節動詞「あった」に対して主語の役割を果たすが、従属節の外に位置するため、(1) の従属節は「主要部外在型関係節」と呼ばれる。これに対して、(2) では「りんご」は意味的には主節動詞「くすねた」の目的語と解釈されるが、従属節動詞「あった」が要求する格格をとって従属節の内にあるため、(2) の従属節は「主要部内在型関係節」と呼

* 本稿を準備するにあたって、3名の査読者および編集委員より内容・形式・構成にわたって詳細な御助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。言うまでもなく、本稿における不備の責任はすべて筆者にある。

¹ 以下、例文において、従属節を []、随意的要素を ()、選択的要素を {A/B} と表記することにする。

ばれる。本稿では、主要部内在型関係節と主節が合わさったものを「主要部内在型関係節構文」と呼ぶことにする²。

本稿は、主要部内在型関係節構文の時制解釈を包括的に記述することを目的とする。論文の構成は次の通りである。第2節では、三原（1992: 11-35）が主要部外在型関係節、コト節などに対して用いたのと同じ手順を用い、主節・従属節の時制形式（ル／タ形）の組み合わせにより、主要部内在型関係節構文の主節と従属節が表わし得る時間的順序関係を記述する。第3節では、第2節で得られた時間的順序関係を、従属節が絶対／相対時制の双方をとることができ、それに応じてル／タ形の交替を許すA類、従属節が絶対時制をとると考えられるB類、絶対／相対時制の区別に関して一義的に確定できないようにみえるC類の3つに分類する。第4節では、このC類に関して、時間副詞との共起テストによって、その時制解釈を確定することが可能かどうか検討する。この共起テストの結果、C類の一部に関しては時制解釈を確定できるが、残りのものは絶対／相対時制の区別に関して不確定のままであることをみる。最後に第5節では、本稿の議論をまとめるとともに、今後の課題として、三原（1992）の「視点の原理」の妥当性、他の複文構文との時制解釈の比較の問題を取り上げる。

2. 主要部内在型関係節構文の時制形式と時制解釈

主要部内在型関係節はル形、タ形いずれをもとれるため、主要部内在型関係節構文の従属節、主節がとり得る時制形式の組み合わせは次の4通りとなる。

(3) 従属節・主節の時制形式の組み合わせ

	従属節	主節
i	ル形	ル形
ii	タ形	タ形
iii	ル形	タ形
iv	タ形	ル形

一方、主節事態（以下、MC）、従属節事態（以下、SC）、発話時（以下、ST）の間に成り立つ時間的順序関係は、論理的に次の13通り存在する³。

² (2) の従属節を関係節とみることについては異論もあるが（三原 1994, Murasugi 1994 など）、本稿の分析には直接影響を与えないので、以下「主要部内在型関係節」という用語を用いることにする。注 17 も参照。

³ $A < B$ と $A = B$ はそれぞれ「事態 A が事態 B に時間的に先行して生じる」と「事態 A と事態 B が時間的に重なり合う」を意味する。

(4) 主節事態, 従属節事態, 発話時の間に成り立つ時間的順序関係

	時間的順序関係		時間的順序関係
i	MC<SC<ST	viii	SC<MC=ST
ii	MC<ST<SC	ix	ST<SC=MC
iii	SC<MC<ST	x	MC=SC<ST
iv	SC<ST<MC	xi	MC=ST<SC
v	ST<SC<MC	xii	SC=ST<MC
vi	ST<MC<SC	xiii	SC=MC=ST
vii	MC<SC=ST		

本節では主要部内在型関係節構文に関して, (3) の時制形式の組み合わせが, (4) の時間的順序関係のうちどれを表わすことができるかを順に記述する。

第1に, 従属節, 主節ともにル形をとる (3i) は, 次の6つの時間的順序関係を表わすことができる。

(5) SC= ル形, MC= ル形

a. ST<SC<MC

[スタッフが前もって食材を運び入れておく]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し, 豪華な料理を招待客にふるまう (予定だ)。

b. ST<MC<SC

週末に従業員たちは[見学者が来週その部屋を使う]のを掃除する (予定だ)。

c. ST<SC=MC

(明朝, 隣の農家に忍び込み)[朝一番に収穫された]りんごが皿の上にある]のをくすねる (つもりだ)。

d. MC=ST<SC

今, 従業員たちは[見学者が来週その部屋を使う]のを掃除している。

e. SC=ST<MC

[叔父が出張で東京に来ている]のを日曜日に訪ねる (つもりだ)。

f. SC=MC=ST

母親が[子供が泣いている]のをなだめている。

第2に, 従属節, 主節ともにタ形をとる (3ii) は, 次の3つの時間的順序関係を表わすことができる。

(6) SC= タ形, MC= タ形

a. MC<SC<ST

[公園で時限爆弾が爆発した]のを犯人は大晦日に仕掛けていた。

4 野村益寛

- b. SC<MC<ST
[車が故障した]のを修理に出した。
- c. MC=SC<ST
[りんごが皿の上にあった]のをくすねた。

第3に、従属節がル形、主節がタ形をとる (3iii) は、次の4つの時間的順序関係を表わすことができる。

- (7) SC= ル形, MC= タ形
 - a. MC<SC<ST
[3日後公園で時限爆弾が爆発する]のを犯人はその日仕掛けていた。
 - b. MC<ST<SC
きのう従業員たちは[見学者が来週その部屋を使う]のを掃除した。
 - c. MC=SC<ST
[りんごが皿の上にある]のをくすねた。
[誰かがドアを叩く]のを開けてやった⁴。
 - d. MC<SC=ST
亡くなった祖父が[我が家にながりの財産がある]のを戦前に一代で築いた (のです)。

第4に、従属節がタ形、主節がル形をとる (3iv) は、次の3つの時間的順序関係を表わすことができる。

- (8) SC= タ形, MC= ル形
 - a. SC<ST<MC
[車が故障してしまった]のを修理に出す (つもりだ)。
 - b. SC<MC=ST
[車が故障した]のを修理している。

⁴ このタイプの文がSC<MC<STを表わしていると考えられる論考もあるが (cf. 岩崎 1995: 82-83), 本稿では以下の理由からMC=SC<STを表わしていると考えられる。まず、瞬間動詞「叩く」はこの文では反復を表わしており、SCとMCは時間的に重なり合うことになる。このことは、従属節に反復を明示する「何度も」のような副詞を挿入することはできるが、「一度だけ」のような副詞を挿入し、反復の読みが得られなくなると容認されなくなることからわかる。

(i) [誰かが{何度も/*一度だけ}ドアを叩く]のを開けてやった。

さらに、「壊す」のような不可逆的な状態変化を表わし、反復の読みが不可能な動詞ではル形を用いてSC<MC<STを表わすことはできない。

(ii) *[誰かがドアを壊す]のを直した。

SC=ル形, MC=タ形の時制形式の組み合わせ (3iii) がSC<MC<STを表せるかどうかについては、ノテ節について論じた岩崎 (1994), 主要部外在型関係節について論じた大島 (2008) を参照。

c. ST<SC<MC

[スタッフが前もって食材を運び入れておいた]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪華な料理を招待客にふるまう(予定だ)⁵。

以上をまとめ、時制形式の組み合わせ(3)が時間的順序関係(4)のうちどれを表わすことができるか示したのが次の表である。

(9) 主節・従属節の時制形式の組み合わせが表わし得る時間的順序関係

	時制形式の組み合わせ	表わし得る時間的順序関係
i	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5a) ST<SC<MC (5b) ST<MC<SC (5c) ST<SC=MC (5d) MC=ST<SC (5e) SC=ST<MC (5f) SC=MC=ST
ii	従属節 = タ形, 主節 = タ形	(6a) MC<SC<ST (6b) SC<MC<ST (6c) MC=SC<ST
iii	従属節 = ル形, 主節 = タ形	(7a) MC<SC<ST (7b) MC<ST<SC (7c) MC=SC<ST (7d) MC<SC=ST
iv	従属節 = タ形, 主節 = ル形	(8a) SC<ST<MC (8b) SC<MC=ST (8c) ST<SC<MC

この表を再構成し、(4)のどの時間的順序関係が(3)のどの時制形式の組み合わせによって表わされ得るかを示したのが次の表である⁶。

⁵ (8c) のタイプの実例として次のようなものがある。

- (i) 和尚が、小説中で憂さを晴らしているぶんにはよかった。だが、書いているうちに気分が高揚してきたのか、水間寺と実力で決着をつけたいと思い始め、岩田浅吉氏に相談した。

氏の計画は、「若い衆に石油缶を背負わせて、夜明けに三重塔に火をかける。連中が驚いて飛び出してきたのを、たたっ斬ります」。(朝日新聞 8/23/08)

⁶ 典型的な主要部内在型関係節構文においては SC≤MC が成り立つ (Kuroda (1975-76, 1976-77) のいう「同時的解釈」(simultaneous interpretation) を参照) が、これまでの考察から SC>MC が成り立つ場合もあることがわかる。これは SC が表わす意味内容に応じて次の2つのタイプに分類できる。

- (I) 予定未来: (10ii), (10vi), (10xi)
(II) 被解明項: (10i), (10vii)

(I) の予定未来の SC は、予定が発話時に成立していると考えて SC=ST の関係をなすとみなすことも可能であるが、本稿では三原 (1992: 11-35) にならって予定の実現時を表わしていると考え、ST<SC の関係をなすとみなす。(II) は SC と MC が〈被解明項—解明項〉(あるいは広義の〈結果—原因〉) の関係をなすものである。

(10) 時間的順序関係が表わされ得る主節・従属節の時制形式の組み合わせ

	時間的順序関係	時制形式の組み合わせ	例文
i	MC<SC<ST	(a) 従属節 = タ形, 主節 = タ形	(6a)
		(b) 従属節 = ル形, 主節 = タ形	(7a)
ii	MC<ST<SC	従属節 = ル形, 主節 = タ形	(7b)
iii	SC<MC<ST	従属節 = タ形, 主節 = タ形	(6b)
iv	SC<ST<MC	従属節 = タ形, 主節 = ル形	(8a)
v	ST<SC<MC	(a) 従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5a)
		(b) 従属節 = タ形, 主節 = ル形	(8c)
vi	ST<MC<SC	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5b)
vii	MC<SC=ST	従属節 = ル形, 主節 = タ形	(7d)
viii	SC<MC=ST	従属節 = タ形, 主節 = ル形	(8b)
ix	ST<SC=MC	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5c)
x	MC=SC<ST	(a) 従属節 = タ形, 主節 = タ形	(6c)
		(b) 従属節 = ル形, 主節 = タ形	(7c)
xi	MC=ST<SC	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5d)
xii	SC=ST<MC	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5e)
xiii	SC=MC=ST	従属節 = ル形, 主節 = ル形	(5f)

次節では、従属節の時制が絶対時制か相対時制かの観点から、(10)の時間的順序関係を下位分類することを試みる。

3. 時間的順序関係の分類

時制の区別として「絶対時制」と「相対時制」があることはよく知られている。本稿では、絶対時制を「事態を発話時を基準として解釈するもの」、相対時制を「事態を主節時を基準として解釈するもの」の意味で用いる⁷。日本語では主節は原則として絶対時制をとり、ル形とタ形は次の時間的順序関係を表わす。

- (11) (i) 主節動詞がル形をとるとき, $ST \leq MC$
(ii) 主節動詞がタ形をとるとき, $MC < ST$

他方、本稿では三原(1992: 11-13)に従い、従属節は絶対時制も相対時制もとることができ、次のような時間的順序関係を表わすと考える。

- (12) (i) 従属節動詞がル形をとるとき,
(ia) $ST \leq SC$ (絶対時制) または
(ib) $MC \leq SC$ (相対時制)

⁷ 相対時制の定義として「事態を先行文脈で設定される時を基準として解釈する」場合が除外されていることに注意されたい。以下、例文を相対時制として解釈する際にもこのことを念頭に置かれたい。

- (ii) 従属節動詞がタ形をとるとき,
 - (iia) SC<ST (絶対時制) または
 - (iib) SC<MC (相対時制)

絶対／相対時制の違いを捨象すると、従属節におけるル形は基準時に後行すること、タ形は基準時に先行することを表わすと一般化できる。

この絶対／相対時制の観点から、表(10)の主要部内在型関係節の時制解釈について一般化が可能かどうかを考察してみよう。

3.1. 従属節が絶対時制，相対時制ともに表せる時間的順序関係：A 類

論理的に可能な13通りの時間的順序関係のうち、2節で見たように次の3通りのみが従属節においてル／タ双方の時制形式を許容する。

- (10i) MC < SC < ST
- (10v) ST < SC < MC
- (10x) MC = SC < ST

これら3つの時間的順序関係をA類と呼ぶことにする。それぞれの例を以下に再掲する。

- (13) MC<SC<ST (= (10i))
 - a. [公園で時限爆弾が爆発した]のを犯人は大晦日に仕掛けていた。(=6a)
 - b. [3日後公園で時限爆弾が爆発する]のを犯人はその日仕掛けていた。(=7a)
- (14) ST<SC<MC (= (10v))
 - a. [スタッフが前もって食材を運び入れておく]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)。(=5a)
 - b. [スタッフが前もって食材を運び入れておいた]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)。(=8c)
- (15) MC=SC<ST (= (10x))
 - a. [りんごが皿の上にあった]のをくすねた。(=6c)
 - b. [りんごが皿の上にある]のをくすねた。(=7c)

まず、主節がル形で、従属節がル形またはタ形をとる(10v)を取り上げる。

- (10v-a) ST < SC < MC
ル形 ル形
- (10v-b) ST < SC < MC
タ形 ル形

ここでは絶対時制，相対時制の区別が重要な役割を果たす。(10v-a)においてSC

がル形をとるのは、それがSTに後行するからである。もしSCがMCを基準として解釈されるのなら、MCに先行することを示すタ形をとるはずであるが、そうなのではない。よって、SCは(12ia)を満たし、絶対時制をとると言える。これに対し、(10v-b)では、SCはMCに先行するためにタ形をとっている。もしSCがSTを基準として解釈されるのなら、STに後行することを示すル形をとるはずだが、そうなのではない。このことから、SCは(12iib)を満たし、相対時制をとると言える。

次に、主節がタ形で、従属節がタ形またはル形をとる(10i)を見てみよう。

(10i-a) MC < SC < ST

タ形 タ形

(10i-b) MC < SC < ST

タ形 ル形

(10i-a)では、SCはSTに先行しているので、タ形をとる。よって、(12iia)を満たしており、SCは絶対時制をとっていると見える。一方、(10i-b)では、SCはMCに後行するため、ル形をとる。よって、(12ib)を満たしており、SCは相対時制をとっていると見える。

最後に、(10i)と最小対をなす(10x)について考えてみよう。

(10x-a) MC = SC < ST

タ形 タ形

(10x-b) MC = SC < ST

タ形 ル形

(10x-a)では、SCはSTに先行しているので、タ形をとっており、(12iia)を満たし、絶対時制をとっていると見える。一方、(10x-b)では、SCはMCと同時なためル形をとっており、(12ib)を満たし、相対時制をとっていると見える。

さて、SCがル／タ形の交替を許す(10i)、(10v)、(10x)の3つの時間的順序関係に共通するものは何だろうか？ どうしてこの3つは絶対／相対時制の双方を許すのだろうか？ 鏡像関係にある(10i)と(10v)では、SCが時間的順序関係においてSTとMCの間に挟まっていることに気づく。

(10i) MC < SC < ST

(10v) ST < SC < MC

この2つは次のように一般化することができる。

(16) X < SC < Y

この配列においては、SCがXを基準として解釈されるのか、Yを基準として解釈されるのかが決定的な違いをもたらす。前者においてSCは後行を表わすル形をと

り、後者においては先行を表わすタ形をとることになるからである。

他方、(10x)においては、(10i)と(10v)とは違って、SCは時間的順序関係においてMCとSTの間に挟まれてはいない。

$$(10x) \quad MC = SC < ST^8$$

しかしながら、ここでもSCがMCを基準として解釈されるのか、STを基準として解釈されるのかが決定的な違いをもたらすと言える。前者においてSCは同時を表わすル形をとり、後者においては先行を表わすタ形をとることになるからである。

以上のことから、(10i)、(10v)、(10x)の3つの時間的順序関係は、SCがSTを基準として解釈されるのか、MCを基準として解釈されるのかに応じてル/タ形の交替を許し、絶対/相対時制の双方をとり得るような配列となっていることがわかる。

ル/タ形の交替に基づく絶対/相対時制の違いは意味の違いを伴う。上に挙げた(15)のペアを例に考えてみよう。SCが絶対時制をとる(15a)では、話し手は従属節事態を発話時から回想的に描写していると言える。これに対して、SCが相対時制をとる(15b)では、話し手は発話時から主節時に身を移し、従属節事態が目の前で生じているかのように臨場感をもって描写していると言える (cf. 三原 1992: 22)。

3.2. その他の時間的順序関係

(10)の時間的順序関係のうち、(10i)、(10v)、(10x)の3つの時間的順序関係は、絶対/相対時制の区別に応じて、従属節においてル/タ形の交替を許すことを前節において見た。これら3つ以外の時間的順序関係は、従属節においてル/タ形の交替を許さない。このことは、これらの時間的順序関係における従属節の時制を絶対時制あるいは相対時制のどちらかに一義的に確定できるということを意味するのであろうか？以下では従属節の時制が確定可能か否かに応じて、(10i)、(10v)、(10x)以外の時間的順序関係は、従属節が絶対時制をとると考えられるB類と、絶対/相対時制の区別に関して不確定なC類の2つに分類できることをみていく。

3.2.1. 従属節が絶対時制をとる時間的順序関係：B類

この節では、(10viii)、(10xi)、(10xiii)、(10vii)、(10xii)の5つの時間的順序関

⁸ (10i)、(10v)、(10x)を一つにまとめ、絶対/相対時制双方をとれる時間的順序関係を次のように一般化することはできない。

$$(i) \quad X \leq SC < Y$$

これは、(10xii)が上を満たすにもかかわらず、絶対時制しかとらないからである。

$$(10xii) \quad \begin{array}{l} SC \\ \text{ル形} \end{array} = \begin{array}{l} ST \\ \text{ル形} \end{array} < \begin{array}{l} MC \\ \text{ル形} \end{array}$$

ここではSCはSTと関係づけられ、同時を表わすル形をとっている。

係を B 類と呼び、これらの従属節は絶対時制をとることを主張する⁹。まず、(10xii)を見てみよう（例文は (5e) を参照）。

$$(10xii) \quad \begin{array}{cccc} SC & = & ST & < & MC \\ \text{ル形} & & & & \text{ル形} \end{array}$$

この SC は ST と同時であるためにル形をとっており、一義的に絶対時制を表わしていると言える。相対時制をとり、MC と関係づけられるならば、MC に先行していることを表わすタ形をとるはずだからである。

残りの 4 つの時間的順序関係における従属節の時制は、時制形式と時間的順序関係だけからでは一義的に確定できない。そのため、SC が置かれる環境を考慮する必要がでてくる。まず、(10vii) を考えてみよう（例文は (7d) 参照）。

$$(10vii) \quad \begin{array}{cccc} MC & < & SC & = & ST \\ \text{タ形} & & \text{ル形} & & \end{array}$$

上において、SC は MC に後行するからル形をとるとも、ST と同時だからル形をとるとも解釈可能であり、時制形式と時間的順序関係からだけでは、従属節の時制を一義的に確定できない。しかしながら、(10vii) は、先の (10xii) と同じく、SC=ST を含んでいる点に注意したい。これにより SC は ST と関係づけられて解釈されるのが自然となり、SC は絶対時制をとり、ST との同時性を表わすル形をとると判断される。

最後に、(10viii)、(10xi)、(10xiii) を考えることにする（例文はそれぞれ (8b)、(5d)、(5f) を参照）。

$$(10viii) \quad \begin{array}{cccc} SC & < & MC & = & ST \\ \text{タ形} & & \text{ル形} & & \end{array}$$

$$(10xi) \quad \begin{array}{cccc} MC & = & ST & < & SC \\ \text{ル形} & & & & \text{ル形} \end{array}$$

$$(10xiii) \quad \begin{array}{cccc} SC & = & MC & = & ST \\ \text{ル形} & & \text{ル形} & & \end{array}$$

これらも、時制形式と時間的順序関係だけからでは、従属節の時制を一義的に確定できない。しかし、これら 3 つはいずれも MC=ST を含んでいるため、絶対／相対時制の区別が中和されると考えられる。すなわち、SC が ST を基準として解釈されるなら、SC は定義上絶対時制をとることになる。一方、SC が MC を基準として解釈されるとしても、MC=ST により結局 ST と関係づけられ解釈されることと

⁹ B 類の 5 つの時間的順序関係は、各々の主要部内在型関係節の例文を主要部外在型関係節にパラフレーズできることから、主要部外在型関係節においても表わし得るものであるが、三原 (1992: 14-21) では (10viii) と (10xii) のタイプ（それぞれ三原の例文 (6d) と (13a)）を除いて議論されていない。

なる。このことから、(10viii), (10xi), (10xiii) の SC も絶対時制をとるものと判断される。

3.2.2. 従属節の時制が不確定な時間的順序関係：C 類

残った時間的順序関係である (10ix), (10iii), (10iv), (10vi), (10ii) を C 類と呼ぶことにし、この節では C 類の従属節が絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえることを確認する。まず、(10ix) を見てみよう (例文は (5c) を参照)。

(10ix)	ST	<	SC	=	MC
			ル形		ル形

ここで、SC がル形をとるのは、ST に後行するからとも、MC と同時であるからとも解釈可能で、従属節動詞は絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえる。

次に、SC が MC にも ST にも先行する (10iii) と (10iv) を見てみよう (例文はそれぞれ (6b), (8a) を参照)。

(10iii)	SC	<	MC	<	ST
	タ形		タ形		
(10iv)	SC	<	ST	<	MC
	タ形				ル形

これら2つにおいて、SC がタ形をとるのは、ST に先行するからとも、MC に先行するからとも解釈可能で、従属節動詞は絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえる。

最後に、SC が逆に MC にも ST にも後行する (10vi) と (10ii) を考えよう (例文はそれぞれ (5b), (7b) を参照)。

(10vi)	ST	<	MC	<	SC
			ル形		ル形
(10ii)	MC	<	ST	<	SC
	タ形				ル形

これらにおいても SC がル形をとるのは、ST に後行するからとも、MC に後行するからとも解釈可能で、従属節動詞は絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえる。

3.3. まとめ

これまでの議論から、(10) の時間的順序関係は次の3種類に分類することができる。

- (17) A類: SCは絶対／相対時制の双方をとることができ、それに応じてル／タ形の交替を許す→ (10i), (10v), (10x)
 B類: SCは絶対時制をとる→ (10viii), (10xi), (10xiii), (10vii), (10xii)
 C類: SCは絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえる→ (10ix), (10iii), (10iv), (10vi), (10ii)

4. 時制解釈と時間副詞

3節でC類が絶対／相対時制の区別に関して不確定であるようにみえることをみた。なんとかC類の時制を判定する手段はないだろうか？一つの候補として、従属節の時制形式と時間副詞との共起可能性を絶対／相対時制を決めるテストとして用いることが考えられる (cf. Comrie 1985: 64)。

時間副詞は、事態を発話時と関係づける「絶対時指示副詞」と、事態を文脈によって与えられた基準と関係づける「相対時指示副詞」とに分類することができる¹⁰。

- (18) 絶対時指示副詞: 今日, 今週, 今月, 今年, 明日, 来週, 来月, 来年, 昨日, 一昨日, 先週, 先月, 去年

- (19) 相対時指示副詞: 当日, 翌日, 翌週, 翌月, 翌年, 前日, 前週, 前月, 前年

これら2種類の時間副詞の例をみておこう (例文は工藤 (1995: 179) より)。

- (20) a. 今週の日曜日は都合が悪いので, 明日伺います。
 b. 今週の日曜日は都合が悪いので, 翌日伺います。
 (21) a. 先週の日曜日は都合が悪かったので, 昨日伺いました。
 b. 先週の日曜日は都合が悪かったので, 前日伺いました。

(20a)と(21a)では、絶対時指示副詞の「明日」と「昨日」がそれぞれ用いられ、主節事態を発話時と関係づけている。それに対して、(20b)と(21b)では、相対時指示副詞の「翌日」と「前日」がそれぞれ用いられ、主節事態を従属節内の「今週／先週の日曜日」と関係づけている。

さて、上の2種類の時間副詞との共起可能性を、主要部内在型関係節の時制が絶対時制なのか、相対時制なのかを判定するテストとして用いてみよう。このテスト (以下、「時間副詞共起テスト」と呼ぶ) は次の仮定の上に立つ。

- (22) a. 従属節が絶対時指示副詞を許容するなら、その時制は絶対時制である。
 b. 従属節が、従属節事態を主節事態と関係づける相対時指示副詞を許容するなら、その時制は相対時制である。

¹⁰ この用語は Comrie (1985: 56) の adverbial of absolute/relative time reference による。時間副詞に関するこの区別は、工藤 (1995: 179) の「絶対的=ダイクティック／相対的=非ダイクティック」、井島 (1989: 60) の「直示時制名詞類／相対時制名詞類」、橋本 (1994: 138) の「ダイクティックな時の連用成分／時の自由基準連用成分」に対応する。

(22b) に下線を付したように、本稿では相対時指示副詞を、先行文脈によって与えられた基準ではなく、主節事態を基準として解釈されるものとして用いることにする。

3節において、A類とB類の従属節の時制は絶対時制か相対時制か確定できることをみた。絶対／相対時制の区別が不確定なC類に対して時間副詞共起テストを適用する前に、絶対／相対時制の区別が確定しているA・B類の従属節にまず時間副詞共起テストを適用し、このテストが有効に機能するかどうかを調べておこう。以下、4.1節、4.2節ではそれぞれA類とB類に対して時間副詞共起テストを適用する。それに基づき、4.3節では時間副詞共起テストの有効性を吟味し、上の仮定(22)の修正を試みる。その上で、4.4節において時間副詞共起テストをC類の従属節に対して適用し、C類の従属節の時制を確定できるかどうか検討する。

4.1. A類

この節ではSCがル／タ形の交替を許すA類の時間的順序関係(10i), (10v), (10x)に対して、時間副詞共起テストを適用する。

4.1.1. A-a類

A類のうち、従属節が絶対時制をとる次の時間的順序関係と時制形式の組み合わせをA-a類と呼ぶことにする。

(10i-a)	MC	<	SC	<	ST
	タ形		タ形		
(10x-a)	MC	=	SC	<	ST
	タ形		タ形		
(10v-a)	ST	<	SC	<	MC
			ル形		ル形

時間副詞共起テストをこれら3つの時間的順序関係に適用すると、次のようになる。

- (23) [[昨日／後日]公園で時限爆弾が爆発した]のを犯人は大晦日に仕掛けていた。
 (24) 犯人は[会場受付に{昨日／当日}香典の束が置かれていた]のをまんまとかさらった。
 (25) [スタッフが{明日／前日}前もって食材を運び入れておく]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)。

上からわかるように、絶対時指示副詞の「昨日」、「明日」だけでなく、相対時指示副詞の「後日」、「当日」、「前日」もこれらの従属節の中で生じることができる。(22)の仮定の下では、このことは、A-a類の従属節が絶対／相対時制の双方をとることを示すものである。しかし、これはA-a類の従属節の時制が絶対時制であるとす

る 3.1 節の議論に反することとなり, (22) の仮定が修正を要することを示唆する。これについては後ほど 4.3 節で論じることにする。

4.1.2. A-b 類

A 類のうち, 従属節が相対時制をとる次の時間的順序関係と時制形式の組み合わせを A-b 類と呼ぶことにする。

(10i-b)	MC	<	SC	<	ST
	タ形		ル形		
(10x-b)	MC	=	SC	<	ST
	タ形		ル形		
(10v-b)	ST	<	SC	<	MC
			タ形		ル形

時間副詞共起テストをこれらの時間的順序関係に適用してみよう。

- (26) [[*昨日／3日後]公園で時限爆弾が爆発する]のを犯人はその日仕掛けていた。
 (27) 犯人は[会場受付に{*昨日／当日}香典の束が置かれている]のをまんまとかっさらった。
 (28) [スタッフが{*明日／前日}前もって食材を運び入れておいた]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し, 豪勢な料理を招待客にふるまう (予定だ)。

上からわかるように, 相対時指示副詞「3日後」, 「当日」, 「前日」は従属節内に許容されるが, 絶対時指示副詞「昨日」, 「明日」は許容されない。絶対時指示副詞が許容されないのは, 従属節動詞の時制形式と相容れないためである (cf. Josephs 1972: 112)。次を見てみよう。

- (29) a. {明日/*昨日}デパートへ行く。
 b. {*明日／昨日}デパートへ行った。

この例からわかるように, 絶対時指示副詞の「明日」と「昨日」は動詞がそれぞれ非過去形と過去形であることを要求する。この動詞の時制形式に対する制限が(26)–(28)では満たされていないため, 絶対時指示副詞の使用が容認不可となると考えられる。

(22b) の仮定の下では, 従属節に相対時指示副詞が生じるということは, A-b 類の従属節動詞が相対時制をとることを示す。これは 3.1 節の議論とも合致する。

以上をまとめると, 絶対時制をとる A-a 類の従属節は絶対時指示副詞と相対時指示副詞の双方を許容するのに対し, 相対時制をとる A-b 類の従属節は相対時指示副詞のみを許容する。

4.2. B類

この節では従属節が絶対時制をとると考えられるB類の時間的順序関係を扱う。B類は2つに下位分類できる。第1に、SC=STが成り立つ(10vii)と(10xii)を考えよう。

(10vii)	MC	<	SC	=	ST
	タ形		ル形		
(10xii)	SC	=	ST	<	MC
	ル形				ル形

この2つに時間副詞共起テストを適用してみよう。

- (30) 亡くなった祖父が[我が家に{今/*そのとき}かなりの財産がある]のを戦前に一代で築いた(のです)。
- (31) [叔父が{今/*そのとき}出張で東京に来ている]のを日曜日に訪ねる(つもりだ)。

これにより、これら2つの時間的順序関係の従属節は、絶対時指示副詞「今」を許容するが、相対時指示副詞「そのとき」は許容しないことがわかる。

第2に、MC=STが成り立つ(10viii), (10xi), (10xiii)を考えよう。

(10viii)	SC	<	MC	=	ST
	タ形		ル形		
(10xi)	MC	=	ST	<	SC
	ル形				ル形
(10xiii)	SC	=	MC	=	ST
	ル形		ル形		

これら3つにそれぞれ時間副詞共起テストを適用すると、次のようになる。

- (32) [車が{昨日/*前日}故障した]のを修理している。
- (33) 今、従業員たちは[見学者が{来週/*翌週}その部屋を使う]のを掃除している。
- (34) 母親が[子供が{今/*そのとき}泣いている]のをなだめている。

これにより、これら3つの時間的順序関係の従属節は絶対時指示副詞「昨日」, 「来週」, 「今」を許容するが、相対時指示副詞「前日」, 「翌週」, 「そのとき」は許容しないことがわかる¹¹。

以上をまとめると、B類の従属節は絶対時指示副詞しか許容しない。このことは、

¹¹ (32), (33)の相対時指示副詞を先行文脈で確立した基準と関係づけて解釈することはもちろん可能であるが、ここで問題としている解釈(=相対時指示副詞を主節事態を基準にして解釈すること—cf. (22b))は得られないことに注意されたい。

(22a) の仮定の下では、B 類の従属節が絶対時制をとることを示すものであり、3.2.1 節の議論と合致する結果となる。

4.3. 従属節時制と時間副詞の相関関係

下の表は A 類、B 類の従属節が許容する時間副詞のタイプをまとめたものである。この表からわかる通り、A-b 類と B 類に関しては、従属節の時制解釈と従属節が許容する時間副詞のタイプが一致する。一方、A-a 類では、従属節は絶対時制をとるが、絶対時指示副詞だけでなく、相対時指示副詞をも許容する¹²。

(35) A 類、B 類の従属節が許容する時間副詞のまとめ

類	時制解釈	時間的順序関係	時間副詞
A-a	絶対時制	(10i-a) MC (タ形) < SC (タ形) < ST (10x-a) MC (タ形) = SC (タ形) < ST (10v-a) ST < SC (ル形) < MC (ル形)	双方
A-b	相対時制	(10i-b) MC (タ形) < SC (ル形) < ST (10x-b) MC (タ形) = SC (ル形) < ST (10v-b) ST < SC (タ形) < MC (ル形)	相対時指示副詞
B	絶対時制	(10viii) SC (タ形) < MC (ル形) = ST (10xi) MC (ル形) = ST < SC (ル形) (10xiii) SC (ル形) = MC (ル形) = ST (10vii) MC (タ形) < SC (ル形) = ST (10xii) SC (ル形) = ST < MC (ル形)	絶対時指示副詞

ここで次の命題群を考えてみよう。

- (36) a. 従属節が絶対時指示副詞を許容するなら、その時制は絶対時制である。
(=22a)
- b. 従属節が絶対時制をとるなら、絶対時指示副詞を許容する。
- c. 従属節が相対時指示副詞を許容するなら、その時制は相対時制である。
(=22b)
- d. 従属節が相対時制をとるなら、相対時指示副詞を許容する。

時間副詞共起テストの結果をまとめた (35) と上の (36) を照らし合わせると、次のことが言える。まず、B 類の従属節は絶対時制をとり、絶対時指示副詞のみを許容するので、(36a) と (36b) をともに満たす。次に、A-b 類の従属節は相対時制をとり、相対時指示副詞のみを許容するので、(36c) と (36d) の双方を満たす。

¹² A-a 類と同じく絶対時制をとる B 類が、両タイプの時間副詞を許容する A-a 類とは違って、なぜ絶対時指示副詞は許容するが、相対時指示副詞を許容しないのかという問題が残る。これは次のような事情によるものと考えられる。B 類の (10viii), (10xi), (10xiii) は MC=ST を含み、これにより MC を独立した基準として相対時指示副詞が解釈されることが妨げられる。一方、(10vii) と (10xii) は SC=ST を含み、これにより SC が許容する時間副詞は ST との関係でのみ解釈されることになる。

問題なのは、A-a類である。A-a類の従属節は絶対時制をとり、絶対時指示副詞を許容するので、(36a)と(36b)をとともに満たす。その一方で、A-a類の従属節は相対時指示副詞をも許容するので、(36c)は満たさない。まとめると、(22)の仮定を修正し、主要部内在型関係節構文の従属節時制と時間副詞との関係については、(36a, b, d)が成り立つとしなくてはならない。これを図式的に整理すると次のようになる(「 $A \rightarrow B$ 」はBがAの必要条件であり、AがBの十分条件であることを示す)。

- (37) a. 絶対時制 \leftrightarrow 絶対時指示副詞
 b. 相対時制 \rightarrow 相対時指示副詞

このことは、絶対時指示副詞は従属節の時制が絶対時制であることの指標となるが、相対時指示副詞は従属節の時制が相対時制であることの指標とはなり得ないということを示す¹³。すなわち、(37b)の対偶をとると、従属節に相対時指示副詞が生じないということは、従属節時制が相対時制でないことを意味するが、相対時指示副詞が生じることは、従属節時制が相対時制であるともないとも示さないのである。言い換えると、相対時指示副詞は絶対時指示副詞よりも生起環境に関する制約が緩いと言える。

次節では、以上の考察から得られた(37)をもとに、時間副詞共起テストを従属節の時制解釈が不確定にみえるC類の従属節に適用することにする。

4.4. C類

この節では、従属節時制が絶対/相対時制の区別に関して不確定にみえるC類、すなわち、(10ix), (10iii), (10iv), (10vi), (10ii)に対して時間副詞共起テストを適用し、その従属節時制を確定できるかどうか考察する。

まず、(10ix)から始めよう。

- (10ix) ST < SC = MC
 ル形 ル形

この時間的順序関係において、SCはSTに後行するためル形をとっている(絶対時制解釈)とも、MCと同時であるためル形をとっている(相対時制解釈)とも解釈できる。時間副詞共起テストがこの時制解釈の不確定性を除去できるかどうか見てみよう。

- (38) 犯人は[会場受付に{明日/当日}香典の束が置かれている]のをままとかさろう(計画だ)。

¹³ 橋本(1994)は主要部外在型関係節に関して、「[明日勝った]チームが、来週全国大会に招待される」(p.136)のように、相対時制をとる従属節に絶対時指示副詞が生じる例を挙げ、「時制形式の基準時と、ダイクティックな時の連用成分の基準時が一致せず、別々に置かれる」(p.137)可能性をつとに指摘している。橋本(1995:26)の注4も参照。

上の結果から、(10ix) の従属節は絶対時指示副詞「明日」と相対時指示副詞「当日」の双方を許容することがわかる。従属節に絶対時指示副詞が生じるとは従属節時制が絶対時制であることを意味するが、相対時指示副詞が生じるとは従属節時制が相対時制であるともないとも示さないという 4.3 節での考察に照らすと、時間副詞共起テストによって (10ix) の時制解釈の不確定性を取り除くことはできないことになる。

次に (10iii) と (10vi) を考察しよう。後者から始める。

(10vi) ST < MC < SC
 ル形 ル形

(10ix) と最小対をなすこの時間的順序関係において、SC は ST に後行するからル形をとる (絶対時制解釈) と、MC に後行するからル形をとる (相対時制解釈) とも解釈できる。では、これに時間副詞共起テストを適用してみよう。

(39) 週末に従業員たちは[見学者が{来週/翌週}その部屋を使う]のを掃除する(予定だ)。

従属節は絶対時指示副詞「来週」も相対時指示副詞「翌週」も共に許容することができるため、ここでも時制解釈の不確定性を取り除くことはできない¹⁴。

次に (10iii) を考えてみよう。

(10iii) SC < MC < ST
 タ形 タ形

(10vi) と鏡像関係をなすこの時間的順序関係において、SC は ST に先行するからタ形をとる (絶対時制解釈) と、MC に先行するからタ形をとる (相対時制解釈) とも解釈できる。では、これに時間副詞共起テストを適用してみよう。

(40) [車が{おととい/前日}故障した]のを{昨日/その日}修理に出した。

ここでも従属節は、絶対時指示副詞「おととい」も相対時指示副詞「前日」も共に許容することができ、時制解釈の不確定性を取り除くことはできない。

最後に、(10ii) と (10iv) に移ろう。

(10ii) MC < ST < SC
 タ形 ル形
(10iv) SC < ST < MC
 タ形 ル形

これらの時間的順序関係においても SC は絶対/相対時制の区別に関して不確定で

¹⁴ 相対時指示副詞「翌週」が解釈される基準は先行文脈ではなく、主節事態の生じる「週末」である読みが問題となっている点に注意されたい。

(10iv)	SC	<	ST	<	MC	(C-b 類)
	タ形				ル形	
(10iii)	SC	<	MC	<	ST	(C-a 類)
	タ形		タ形			

これらペアの時間的順序関係の違いは、SC と MC が隣接しているか否かの点にある。すなわち、C-b 類の (10ii) と (10iv) では ST が SC と MC の間に割って入っているのに対し、C-a 類の (10vi) と (10iii) では SC と MC が隣接している。相対時指示副詞が前者において許容されず、後者において許容されることを考えると、次のように一般化できよう。

- (44) 主要部内在型関係節構文が表わす時間的順序関係において SC と MC が隣接しなければ、従属節は相対時指示副詞を許容しない。

この一般化の対偶「従属節が相対時指示副詞を許容するならば、主要部内在型関係節構文が表わす時間的順序関係において SC と MC は隣接する」は、残りの C-a 類である (10ix) においても妥当するし、相対時指示副詞のみを許容する A-b 類および相対時指示副詞をも許容する A-a 類においても妥当している。

5. 結論と展望

本稿は他の複文に比べて論じられることのほとんどなかった主要部内在型関係節の時制解釈を詳述し、次のことを示した。すなわち、論理的に可能な 13 通りの時間的順序関係は、従属節の絶対／相対時制の区別に応じてル／タ形の交替を許す A 類、時間的順序関係からして従属節が絶対時制をとると考えられる B 類、時間的順序関係だけでは従属節の時制を確定できない C 類の 3 つに大きく分類できる。さらに、C 類は、時間副詞との共起可能性によって、時制が依然不確定な C-a 類と、絶対時制をとると判断される C-b 類に分類できる。C-a 類の時制を確定できる他の手段があるのか、それとも時制形式だけでは従属節の時制を確定できず、先行文脈などから判断せざるを得ないのか、今後の課題として残る。また、時間副詞について、(37) と (44) の一般化を示した。この一般化も時間副詞が主要部内在型関係節に用いられる限りの一般化であって、時間副詞と他の複文構文の時制解釈との関係については今後の研究が必要である。以下では今後の展望として、三原 (1992) の「視点の原理」の妥当性、他の複文構文との時制解釈の比較の問題を取り上げることとする。

5.1. 「視点の原理」再考

複文の時制解釈に関して、三原 (1992) は、主要部外在型関係節、コト節、同格節、ト節、主語節、主題節のデータを基に、主節・従属節時制形式 (ル／タ形) の組み合わせが従属節の時制解釈とどのように相関するかを観察し、次の「視点の原

理」を提唱している（三原 1992: 22）。

- (45) a. 主節・従属節時制形式が同一時制形式の組み合わせとなる時、
従属節時制形式は発話時視点によって決定される。
b. 主節・従属節時制形式が異なる時制形式の組み合わせとなる時、
従属節時制形式は主節時視点によって決定される。

(45a), (45b) はそれぞれ絶対時制, 相対時制を表わしているという理解 (cf. 岩崎 1998: 49) のもとで, 「視点の原理」が本稿で考察した主要部内在型関係節の時制解釈にも妥当するかどうかままとめると次の表が得られる¹⁶。

¹⁶ 岩崎 (1995) は, ノデ・ノニ節の時制解釈の議論において「主節時主語視点」と「主節時話者視点」の区別の必要性を主張している。岩崎は, 次の2点から, 理由を表わすルノデ節は, 主節の主語の視点によって観察された事態を表わす主節時主語視点をとるとしている。第1に, 主節主語による観察の対象となるために, ルノデ節は従属節事態先行を表わすことができる。

- (i) 当の私が落ち着いているのに, 関係ない彼女が泣くのでびっくりした。(= 岩崎の (38))

第2に, 自分の動作を自分で観察することはできないため, ルノデ節と主節は同一主語をとることはできない。

- (ii) *長逗留するので, 宿番のおばさんとはすっかり親しくなった。(= 岩崎の (40))

岩崎はル形をとる主要部内在型関係節が理由を表わすルノデ節と同じ振る舞いをするところから, 「主要部内在型関係節のル形は全て主節時主語視点をとる」(p. 83) と推測している。すなわち, 第1に, ル形をとる主要部内在型関係節は従属節事態先行を表わすことができる。

- (iii) 荒木氏が祈りをこめた眼差しで見るのに, 仲夫はうなずいて廊下に出た。(= 岩崎の (44))

第2に, 従属節と主節の主語が同一の場合, 主要部内在型関係節は不自然になる。

- (iv) ?*泥棒が宝石を運び出しているのが躓いた。(= 岩崎の (46))

岩崎の主節時主語視点という概念およびその認定基準を仮に認めたととしても, 上の2つの論拠は認められない。第1に, (iii) のタイプの主要部内在型関係節は同時性を表わすと解釈すべきことは既に注4で触れた。第2に, ル形をとる主要部内在型関係節と主節の主語が同一の場合でも, それほど不自然でない例文は考えられる。

- (v) 乳児が公園のトイレ内で放置されているのが通報を受けた警官によって救出された。

さらに決定的には, 表 (46) にあるように, (10v-a), (10xi), (10xiii), (10vii), (10xii), (10ii) においては, 従属節動詞がル形であるにもかかわらず発話時話者視点である絶対時制をとっており, 岩崎の推測が成り立たないことが明らかとなる。岩崎の「主節時主語視点」の批判的検討としては尾野 (1999) を参照。本稿では, 絶対/相対時制の区別は話し手の視点の問題であり, 主節主語の視点のようにみえる場合でもそれは話し手が主節主語に共感して視点を移しているものとする。

(46) 主要部内在型関係節構文の各類のまとめ

類	時制解釈	時間的順序関係	時間副詞	視点の原理
A-a	絶対時制	(10i-a) MC (タ形) < SC (タ形) < ST (10x-a) MC (タ形) = SC (タ形) < ST (10v-a) ST < SC (ル形) < MC (ル形)	双方	√ √ √
A-b	相対時制	(10i-b) MC (タ形) < SC (ル形) < ST (10x-b) MC (タ形) = SC (ル形) < ST (10v-b) ST < SC (タ形) < MC (ル形)	相対時指示副詞	√ √ √
B	絶対時制	(10viii) SC (タ形) < MC (ル形) = ST (10xi) MC (ル形) = ST < SC (ル形) (10xiii) SC (ル形) = MC (ル形) = ST (10vii) MC (タ形) < SC (ル形) = ST (10xii) SC (ル形) = ST < MC (ル形)	絶対時指示副詞	* √ √ * √
C-a	不確定	(10ix) ST < SC (ル形) = MC (ル形) (10iii) SC (タ形) < MC (タ形) < ST (10vi) ST < MC (ル形) < SC (ル形)	双方	_____ _____ _____
C-b	絶対時制	(10ii) MC (タ形) < ST < SC (ル形) (10iv) SC (タ形) < ST < MC (ル形)	絶対時指示副詞	* *

A 類についてみると、SC と MC が同じ時制形式をもつ A-a 類において従属節は絶対時制をとり、SC と MC の時制形式が異なる A-b 類において従属節は相対時制をとっている。このことから、視点の原理が A 類について妥当することが確認される。B 類についてみると、(10vii) と (10viii) において、SC と MC の時制形式が異なるにもかかわらず従属節が絶対時制をとっており、視点の原理に反している。C 類についてみると、C-a 類は時制解釈が不確定なので、視点の原理が妥当かどうかの問題は生じないが、C-b 類では SC と MC の時制形式が異なるにもかかわらず従属節が絶対時制をとっており、視点の原理に反している。

このことから、視点の原理は A 類には妥当するが、それ以外には必ずしも妥当しないと考える。しかし、このことは主要部内在型関係節が視点の原理の反例となることを示すものではないと考える¹⁷。以下において、視点の原理はそもそも A 類

¹⁷ 三原 (1992) は視点の原理を主要部と補部関係にある構造に関する時制解釈の一般化であるとしているため、主要部内在型関係節がこの構造をもたない場合は、そもそも視点の原理の適用範囲外となる旨の指摘を査読者から受けた。日本語の主要部内在型関係節の統語構造については黒田成幸による一連の先駆的研究以来さまざまに論じられてきているが (黒田 (2005: 169-172) の簡潔なまとめを参照)、筆者は、コト節・同格節と同様に、名詞化辞「の」を主要部とする補部であるとの立場をとるもので (cf. Nomura 2000, 野村 2001)、三原が意図する視点の原理の適用条件を満たすと考える。その一方で、主要部内在型関係節がどのような統語構造をもつかは、次の 2 点から本稿の議論にとってあまり本質的な意味はもたないと考え。第 1 に、三原の視点の原理は、従属節および主節の時制形式と、従属節の時制解釈 (絶対時制、相対時制) との相関関係について述べたものであり、統語構造の如何にかかわらず複文としての主要部内在型関係節の時制解釈をこの観点から記述しておくことはどのみち必要である。第 2 に、後で見ると、視点の原理の本質は、SC, MC, ST の時間的順序関係と (11), (12) の一般則から論理的に導ける性質のものであり、主要部と補部関係にある構造にのみ適用されると考える必要はないと考えられる。

の時間的順序関係についてしか妥当しないことを示し、それには意味的・機能的動機づけがあることを示す¹⁸。

なぜ視点の原理はA類に対しては妥当するのだろうか？まず、従属節が絶対時制をとるA-a類から考えてみる。

(10v-a)	ST	<	SC	<	MC
			ル形		ル形
(10i-a)	MC	<	SC	<	ST
	タ形		タ形		
(10x-a)	MC	=	SC	<	ST
	タ形		タ形		

これらの時間的順序関係において、SCは絶対時制を与えられるためにはMCと同じ時制形式をとる必要がある。まず、(10v-a)では、STはSC・MC双方の左側に位置するため、SCがSTに後行することを示すル形をとると、同じくSTに後行するMCもル形をとることになる。他方、(10i-a)と(10x-a)ではSTはSC・MC双方の右側に位置しているため、SCがSTに先行することを示すタ形をとると、同じくSTに先行するMCもタ形をとることになる。このように、上の3つの時間的順序関係においてはSTが左端あるいは右端にあるため、SCが絶対時制をとるにはMCと同じ時制形式をとる必要があることになり、視点の原理(45a)を導くことができる。

次に従属節が相対時制をとるA-b類に移ろう。

(10v-b)	ST	<	SC	<	MC
			タ形		ル形
(10i-b)	MC	<	SC	<	ST
	タ形		ル形		
(10x-b)	MC	=	SC	<	ST
	タ形		ル形		

これらの時間的順序関係において、SCは相対時制を与えられるためにはMCと異なる時制形式をとる必要がある。SCが相対時制をとるために、(10v-b)ではSCはMCに先行することを示すタ形をとり、(10i-b)ではSCはMCに後行することを示すル形をとり、(10x-b)ではSCはMCと同時であることを示すル形をとらなければならないからである。このように、これら3つの時間的順序関係においてSCが相対時制をとるには、SCとMCは異なる時制形式をとる必要があることになり、視点の原理(45b)を導くことができる。

¹⁸ 視点の原理がB類、C類の時間的順序関係についても妥当する論拠として三原(1992: 21, 27, 28)は「整合性」といった消極的なものしか挙げていない。

以上のことから、A類に関する限り、三原の「視点の原理」(45)は、SC, MC, STの時間的順序関係および(11), (12)の一般則から論理的に導かれると言える¹⁹。これまで論じてきたように、A類の従属節は絶対／相対時制の双方を許容する。すなわち、A類のみが、時制解釈という〈意味〉の違い(=絶対／相対時制)を、従属節動詞の時制形式という〈形式〉の違い(=ル／タ形)によって区別し、意味と形を一対一に対応させる動機づけをもつ。この動機づけを、〈従属節動詞のル／タ形の交替〉の代わりに、それと(上で示したように)等価な〈主節動詞と従属節動詞の時制形式の異同〉というレベルで捉えて表現したものが「視点の原理」に他ならない。それゆえ、意味の違いを形式によって区別する動機づけを欠くB類、C類の時間的順序関係は、そもそも視点の原理の射程外だと考えられる。

5.2. 他の複文の時制解釈との比較

複文の時制解釈は、三原(1992)に触発されて近年盛んに論じられてきている(主要部外在型関係節について大島(2008, 2011)、ノデ／カラ節については岩崎(1993, 1994, 1995, 2001a, 2001b)、尾野(1999)、賈(2001)、神永(2001)を参照)。(46)にまとめた主要部内在型関係節の時制解釈を、他の複文の時制解釈と詳細に比較・検討することが今後の重要な課題となろう。以下では、そのための予備的作業の一環として主要部内在型関係節と主要部外在型関係節をごく簡単に比較し、今後の展望を示すことにしたい。

主要部内在型関係節と主要部外在型関係節は大略同じ範囲の時間的順序関係を表わすことができるが、相対時制をとるA-b類において時間副詞の生起に関して違いが見られる。次を見てみよう。

(47) MC<SC<ST(=(10i-b))

a. 主要部内在型関係節

[[*昨日／3日後]公園で時限爆弾が爆発する]のを犯人はその日仕掛けていた。(=26)

b. 主要部外在型関係節

[[*昨日／3日後]公園で爆発する]時限爆弾を犯人はその日仕掛けていた。

(48) MC=SC<ST(=(10x-b))

a. 主要部内在型関係節

犯人は[会場受付に{*昨日／当日}香典の束が置かれている]のをまんまとかっさらった。(=27)

¹⁹ 岩崎(1998: 64)の注13は「「視点の原理」は一般化であり、それ自身の説明は三原(1992)でも行っていない。今後の課題とする」としているが、本節はこの課題に対する解答を試みたこととなる。本節で示した論理により、視点の原理は、動詞の過去形・非過去形が(11)および(12)を表わす限りにおいてA類の時間的順序関係に関して通言語的に成り立つことが予想される。今後の検証を俟ちたい。

b. 主要部外在型関係節

犯人は[会場受付に{*昨日／当日}置かれている]香典の束をまんまとかつさらった。

(49) $ST < SC < MC (= (10v-b))^{20}$

a. 主要部内在型関係節

[スタッフが{*明日／前日}前もって食材を運び入れておいた]のをシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)。(=28)

b. 主要部外在型関係節

[スタッフが{明日／前日}前もって運び入れておいた]食材をシェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)。

上からわかるように、(47)、(48)では主要部内在型関係節、主要部外在型関係節とも相対時指示副詞は許容するが、絶対時指示副詞は許容しない。一方、(49)では、主要部内在型関係節が相対時指示副詞を許容するが、絶対時指示副詞は許容しないのに対して、主要部外在型関係節は両タイプの時間副詞を許容する。

橋本(1995)は、相対時制をとる従属節のうち、絶対時指示副詞を許容しないものを「aタイプ」、許容するものを「bタイプ」と呼んで区別する。これによると、上のデータは、主要部外在型関係節はaタイプにもbタイプにもなれるのに対して、主要部内在型関係節はaタイプにしかかなりえない、ということを示す((37b)も参照)²¹。

(50) 主要部内在型関係節と主要部外在型関係節の違い

	主要部内在型関係節	主要部外在型関係節
(10i-b), (10x-b)	aタイプ	aタイプ
(10v-b)	aタイプ	bタイプ

²⁰ Nomura (2000: 179–192) は主要部内在型関係節を主要部外在型関係節およびノデ節と比較し、主要部内在型関係節はノデ節と同じ範囲の時間的順序関係を表わせるのに対し、主要部外在型関係節とはちがって $ST < SC < MC (= (10v-b))$ を表わせないとしている。しかし、これは正しくない。まず、ノデ節は $ST < SC < MC (= (10v-b))$ において相対時制を表わせない点で、主要部内在型関係節とは異なる振舞いをする。

(i) *[スタッフが{明日／前日}前もって食材を運び入れておいた]ので、シェフがパーティー当日に会場で調理し、豪勢な料理を招待客にふるまう(予定だ)

次に、主要部内在型関係節も主要部外在型関係節と同様に $ST < SC < MC (= (10v-b))$ を表わすことができ、両者の違いはここで述べたように時間副詞の振舞いの違いにある。

²¹ 橋本(1995)は「典型的なaタイプの節がル形節に偏る」(p. 20)と一般化した上で、次の例をタ形であるものの、例外的にaタイプの性質をもつものとしている。

(i) ?あさっての今頃は、[明日無事に下山した]彼とのんびり一杯飲んでいるかもしれない。(p. 23)

これと同様に、(10v-b)の主要部内在型関係節(=49a)も、タ形であるがaタイプという非典型的な例となる。

この違いは何を意味するのだろうか？それぞれの関係節の構文的意味と関連するのだろうか？橋本（1995: 15）は、aタイプを「主節時が疑似的な発話時としてはたらし、発話時が一時的に背景化するタイプ」、bタイプを「主節時が単なる基準時としてはたらし、発話時の背景化が起こらないタイプ」と規定している²²。aタイプは、発話時が背景化するため、発話時からの時間的位置づけを表わす絶対時指示副詞が許容されないこととなる。言い換えると、aタイプにおいては、話し手は主節時の現場に身を移し、そこから従属節事態を見えたまま描写するのだと言える。主要部内在型関係節がaタイプにしかならないということは、主要部内在型関係節が話し手の「見え」（本多2005: 13-46）あるいはthetic judgment（Kuroda 1972）を表わす節であるとする考えの証左の1つとみなすことができるかもしれない（cf. Nomura 2000: 166-179）。

このように、先行研究の知見を生かしながらさまざまな複文の時制解釈を詳細に比較し、各々の複文がもつ固有性を明らかにするとともに、複文の時制解釈に関する一般理論を構築することが今後望まれる。

参 照 文 献

- Comrie, Bernard (1985) *Tense*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 橋本修（1994）「ル／タ形（時制形式）の基準時と、ダイクティックな時の連用成分の基準時—相対時制連体節の場合を中心に—」森本宗明教授退官記念論集編集委員会（編）『森本宗明教授退官記念論集—言語・文学・国語教育』135-148。東京：三省堂。
- 橋本修（1995）「相対基準時節の諸タイプ」『国語学』181: 15-28。
- 本多啓（2005）『アフォーダンスの認知意味論：生態心理学から見た文法現象』東京：東京大学出版会。
- 井島正博（1989）「物語と時制—近現代小説を材料として—」『東洋大学日本語研究』4: 48-71。
- 岩崎卓（1993）「ノデ節、カラ節のテンスについて—従属節事態後統型のルノデ／ルカラー—」『待兼山論叢』27: 19-35。
- 岩崎卓（1994）「ノデ節、カラ節のテンスについて」『国語学』179: 1-12。
- 岩崎卓（1995）「従属節のテンスと視点」『現代日本語研究』2: 67-84。
- 岩崎卓（1998）「連体修飾節のテンスについて」『日本語科学』3: 47-65。
- 岩崎卓（2001a）「ノデ・カラ節事態と主節事態の時間的前後関係について」『京都光華女子大学研究紀要』39: 25-45。
- 岩崎卓（2001b）「複文における時制」『言語』30(13): 50-55。
- Josephs, Lewis S. (1972) Phenomena of tense and aspect in Japanese relative clauses. *Language* 48: 109-133.
- 賈朝勃（2001）「カラ・ノデ節中の述語の「同時型スル形」」『日本語と日本文学』32: 19-30。
- 神永正史（2001）「ノデ節、カラ節のル形とタ形について」『日本語と日本文学』32: 31-44。
- 工藤真由美（1995）『アスペクト・テンス体系とテキスト』東京：ひつじ書房。
- Kuroda, S.-Y. (1972) The categorical and thethetic judgment: Evidence from Japanese syntax. *Foundations of Language* 9: 153-185.
- Kuroda, S.-Y. (1974) Pivot-independent relativization in Japanese (I). *Papers in Japanese Linguistics* 3: 59-93.
- Kuroda, S.-Y. (1975-76) Pivot-independent relativization in Japanese (II). *Papers in Japanese Linguistics* 4: 85-96.
- Kuroda, S.-Y. (1976-77) Pivot-independent relativization in Japanese (III). *Papers in Japanese Linguistics*

²² 橋本の「疑似的な発話時」は和田（2009）の「状況視点」に概ね対応するようと思われる。

5: 157-179.

- 黒田成幸 (2005) 『日本語からみた生成文法』 東京：岩波書店。
- Lehmann, Christian (1986) On the typology of relative clauses. *Linguistics* 24: 663-680.
- 三原健一 (1992) 『時制解釈と統語現象』 東京：くろしお出版。
- 三原健一 (1994) 「いわゆる主要部内在型関係節について」 『日本語学』 13(8): 80-92.
- Murasugi, Keiko (1994) Head-internal relative clauses as adjunct pure complex NPs. In: Shuji Chiba, Yasuaki Fujiwara, Masayuki Ike-uchi, Tsuguyo Kohno, Osamu Koma, Yukio Nagahara, Takayasu Namiki, Yukio Otsu, Masanori Suiko, Kazuhiro Ushie and Norio Yamada (eds.) *Synchronic and diachronic approaches to language*, 425-437. Tokyo: Liber Press.
- Nomura, Masuhiro (2000) The internally-headed relative clause construction in Japanese: A cognitive grammar approach. Doctoral dissertation, University of California, San Diego.
- 野村益寛 (2001) 「参照点構文としての主要部内在型関係節構文」 山梨正明・辻幸夫・西村義樹・坪井栄治郎 (編) 『認知言語学論考』 1: 229-255. 東京：ひつじ書房。
- 尾野治彦 (1999) 「ノデ節, カラ節のテンスについての覚え書き—岩崎の「主節時主語視点」をめぐって—」 『北海道武蔵女子大学短期大学紀要』 31: 51-97.
- 大島資生 (2008) 「連体修飾節と主節の時間的關係について」 『日本語文法』 8(1): 101-117.
- 大島資生 (2011) 「日本語連体修飾節構造の時制解釈について—修飾節・主節がともにタ形述語をもつ場合—」 『日本語文法』 11(1): 54-70.
- 和田尚明 (2009) 「「内」の視点・「外」の視点と時制現象—英語対照研究—」 坪本篤朗・早瀬尚子・和田尚明 (編) 『「内」と「外」の言語学』 249-295. 東京：開拓社。

執筆者連絡先：

[受領日 2012年3月2日

〒060-0810 北海道札幌市

最終原稿受理日 2012年5月12日]

北区北10条西7丁目

北海道大学大学院文学研究科

nomura@let.hokudai.ac.jp

Abstract**Tense Interpretation of the Internally-Headed Relative Clause
Construction in Japanese**

MASUHIRO NOMURA

Hokkaido University

This paper aims to provide a thorough description of the tense interpretation of the Japanese internally-headed relative clause construction. By closely examining the range of temporal order relationships that may hold among main-clause event time (MC), subordinate-clause event time (SC) and speech time (ST) in each of the combinations of the tense markers (*-ru* and *-ta*) taken by the main-clause verb and the subordinate-clause verb, we argue that internally-headed relative clauses can be grouped into three classes: Class A, where SC permits alternate tense markers according to the absolute/relative tense distinction, Class B, where SC receives absolute tense interpretation, and Class C, where SC appears ambiguous as to the absolute/relative tense distinction. As for Class C, an attempt is made to disambiguate its tense interpretation by testing collocation with time adverbials. Finally, we show that Mihara's (1992) "tense perspective" proves valid only for Class A, claiming that this is because "tense perspective" can be regarded as a generalization for guaranteeing one-to-one correspondence between meaning (i.e. absolute vs. relative tense) and form (i.e. *-ru* vs. *-ta*) in subordinate clauses.